

電気通信事業紛争処理委員会（第94回）議事録

1 日時

平成21年1月26日（月）午後1時00分から午後4時20分まで

2 場所

共用801会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員

龍岡 資晃（委員長）、坂庭 好一（委員長代理）、尾畑 裕、富沢 木実

（以上4名）

(2) 特別委員

小野 武美、寺澤 幸裕、樋口 一夫、森 由美子、若林 亜理砂

（以上5名）

(3) 社団法人テレコムサービス協会

鈴木 良之 市場監視委員会委員長 他

(4) 社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長兼専務理事 他

(5) 事務局

竹澤 正明 事務局長、元岡 透 参事官、矢島 勲 紛争処理調査官、

長谷川 哲雄 上席調査専門官、小森 一秀 上席調査専門官

(6) 総務省総合通信基盤局

淵江 淳 電気通信事業部事業政策課長

4 議題及び議事概要

(1) ブロードバンド政策の最近の動向【公開】

総合通信基盤局からブロードバンド政策の最近の動向について説明を受け、その後意見交換を行った。

(2) その他【公開】

(3) 最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について【非公開】

社団法人テレコムサービス協会及び社団法人日本インターネットプロバイダー協会から最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について説明を受け、その後意見交換を行った。

(4) 「電気通信事業者」相談窓口寄せられた最近の主な相談事例【非公開】

事務局から「電気通信事業者」相談窓口寄せられた最近の主な相談事例について説明を受け、その後意見交換を行った。

※なお、当事者の権利利益を保護するため、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき議題(3)及び議題(4)については非公開で開催した。

また、同様の理由により、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、議題(3)及び議題(4)についての会議の議事録並びに会議で使用した資料を非公開とする。

5 議事内容

<開会【公開】>

【龍岡委員長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから電気通信事業紛争処理委員会の第94回会議を開催いたします。

本日は、委員が4名出席しておられますので定足数を満たしております。また、5名の特別委員に出席いただいております。

本日の会議では、議事次第にありますとおり4つの議題を予定しております。議題1から議題2までは公開での開催といたします。議題3の「最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について」は、事業者団体が非公開を前提に会員企業から収集した具体的な不公正取引の事例や現在交渉中の事業者間協議の内容を含みます。また、議題4の「「電気通信事業者」相談窓口寄せられた最近の主な相談事例」につきましては、相談者が非公式に行っている事業者間交渉の内容を含みます。これらのことから、議題3及び4につきましては、当事者の権利利益を保護するため、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき、非公開で開催いたします。したがって、傍聴者の皆様方には、非公開の審議が始まる前に退室していただきますので、よろしくお願いいたします。

では、お手元の議事次第に従い議事を進めてまいります。

＜議題（１）ブロードバンド政策の最近の動向【公開】＞

【龍岡委員長】 最初は、議題１の「ブロードバンド政策の最近の動向」であります。委員会開催案内のところでは「最新の動向」となっておりましたけれども、「最近の動向」ということで説明をいただくことになります。

本件につきましては、総合通信基盤局の淵江事業政策課長より御説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

【淵江事業政策課長】 事業政策課長の淵江でございます。座ってご説明させていただきますと思います。

それでは、資料に従ってご説明をさせていただきたいと思えます。全体の流れとしましては、最近のブロードバンド化の状況、それから、これまでの検討経緯をざっと触れまして、昨年以來、今年度の取り組み状況という順番で御説明させていただきます。

紙を１枚めくっていただいて１ページ目でございますが、これはよく使われている資料でございますので十分御承知のことだと思えますけれども、ブロードバンドの契約者数は、昨年の６月の調査で、DSLを光ファイバーが逆転をしたという状況です。光ファイバーが約１，４００万、DSLが１，２００万ぐらいということで、その他を合わせて約３，０００万契約がブロードバンド契約ということになってございます。

右下が「各種サービス加入契約数の推移」となっております。ここで、携帯電話は、今、約１億１，０００万契約程度まで増えてございます。これが最近の大きな特徴だと思えます。あと、固定電話が次第に下がっているというのが実態でございます。

２ページ目が、携帯電話の加入者数のところですが、これもよく使われる資料ですが、これは資料がちょっと古くて２００８年の９月になっておりますけれども、この中で、インターネットの接続ができる契約が約８５．６％ということになっております。ほとんどの携帯電話で、インターネットの接続ができる状況になっております。

３ページ目に進んでいただきまして、これが今までの競争政策の推移となります。１９８５年、競争原理の導入ということで電電公社が民営化されました。当時、ちょうど私が入省した年で、私は競争とともに役所生活が始まったわけでございますが、当時の電話の時代から、１９９７年にNTTが持ち株を含めて再編成され、参入規制が緩和されてきました。需給調整条項の撤廃、外資規制の原則撤廃、料金認可制が事前届出制になりました。次第にインターネットの時代となり、２００１年に非対称規制の拡充とか、NTTの東西

活用業務の創設、ユニバーサルサービス基金制度の導入等が行われてきました。IP化が進展してきて、事前規制から事後規制へという流れができております。参入規制の大幅な緩和、料金・約款規制の原則廃止、消費者保護ルールの整備というような形で競争政策が変化してきてございます。

現在の流れとしましては、電話の時代からますますIP化が進んでいます。IP化の進展に対応した競争ルールというものをどうやってつくっていくかということが現代の電気通信事業の課題になっているところでございます。

4ページ目でございます、そういうことを踏まえ、新競争促進プログラム2010というものを作成してまいりました。これまでの経緯でございますけれども、2006年6月20日、通信放送の在り方に関する政府・与党合意ということで、通信の関連におきまして、高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況、NTTの中期経営戦略の動向などを見きわめた上で、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得るとされています。

その後、骨太方針で世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進することとされ、2006年9月1日、通信・放送分野の改革に関する工程プログラムを経て、新競争促進プログラム2010が2006年9月19日に策定されました。

これ以降、各種研究会において検討されています。次の5ページでございますが、これが新競争促進プログラム2010、2006年9月19日に策定・公表したものでございます。現在は、2007年10月23日に改訂版がつくられたところでございます。

改訂版がつくられた後、各項目についてどのようなことを検討してきたかについて、重点的な部分を簡単に触れさせていただきます。

2の指定電気通信設備制度の見直しということでございますが、これにつきましては、競争セーフガード制度により適正な運営を図ってございます。この制度は、平成19年度から運用しており、本年度は、同制度に基づく検証結果を昨年12月24日に公表し、これに対する募集を行っている最中でございます。これは、指定電気通信設備制度の範囲やNTTグループの累次の公正競争要件の有効性について定期的に点検しようというものでございます。こういう点検制度を踏まえて、この指定電気通信設備制度が適正に運用されているかどうかを検証しているところでございます。

それから、2つ目に、同じ2番の指定電気通信設備制度の見直しでございますが、NT

T東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備につきましては、昨年の三月、情報通信審議会で次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方という答申をいただき、NGN、ひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定すること等の基本的な枠組みの答申を得ているところでございます。

4番の移動通信市場における競争促進につきましては、モバイルビジネス活性化プランというものを策定しまして、これの実施状況につきまして、モバイルビジネス活性化プラン評価会議というものを定期的に開催しているところでございます。

6番のユニバーサルサービス制度の見直しでございますけれども、昨年の12月に情報通信審議会からユニバーサルサービス制度の在り方について答申をいただきました。これにつきましても、携帯電話は加入者電話と同じレベルの安定的な通信の供給がまだ困難であり、光IP電話については、まだ完全な代替性を有していないというようなことから、引き続き加入者電話、公衆電話、緊急電話をユニバーサルサービス制度の対象とするという答申をいただいているところでございます。

それから、7番のネットワークの中立性の確保に関する環境整備につきましては、昨年の5月に帯域制御の運用基準に関するガイドラインが作成されているところでございます。

6ページが、競争促進プログラム2010に基づく検討体制の枠組みでございます。左側のモバイルビジネス活性化プラン評価会議は、先ほどご説明しましたとおり、2007年9月につくられましたモバイルビジネス活性化プランの進捗状況の検証を行っています。右側のインターネット政策懇談会については、インターネット、ネットワーク利用の公平性、ネットワークのコスト負担の公平性、新しいビジネスモデルの登場に対応した法制度の在り方等を2008年2月から検討してございます。通信プラットフォーム研究会は、プラットフォーム機能の連携による新事業創出の在り方について検討を行っております。それから、デジタルディバイド解消戦略会議が行われ、一体的なデジタルディバイドの解消に向けた具体的な施策の検討を行いました。それから、左下の電気通信サービス利用者懇談会では、通信サービスに係る利用者利便の確保・向上のための基本的ルールの在り方、通信料金に係る情報提供の在り方等について検討を行っています。

以下、これらの検討状況につきまして詳細にご説明をさせていただきます。

まずは、7ページでございますが、通信プラットフォーム研究会でございます。

これは、先ほど少し御説明させていただきましたように、光ファイバ、DSLを利用した固定ブロードバンドサービスの利用者が約3,000万、携帯電話利用者が約1億1,0

00万にも達しています。ブロードバンドネットワーク基盤が進んでいる一方で、これを利用した新規事業というのは必ずしも活発に進んでいないと思われます。また、コンテンツアプリケーション市場を含むトータルとしてのブロードバンド市場の活性化を図ることというものが非常に重要な課題になっているのではないかと考えられます。特に、移動通信サービスにつきましては、ネットワークを保有するものが端末販売、通信サービスの提供、コンテンツの提供というふうに垂直統合のビジネスモデルをつくってございます。こういうことは、必要なサービスをパッケージで欲しいという人についてはメリットがございませぬが、利用者がアラカルトで必要なサービスが欲しいという方にとっては、ニーズに十分応えられておりませぬ。一方で、固定のブロードバンド市場では、パッケージで利用することもアラカルトで利用することもできます。今後、その垂直統合だけではなく、利用者自らの選択によるニーズに合わせたサービスができることが望ましいのではないかとこの観点から研究会が開催されているところでございませぬ。

8ページが全体のイメージですが、ここでは、プラットフォームというものは、レイヤーで分けたときに、利用者、コンテンツ提供があつて、通信のネットワークがある、その真ん中に位置するというので、ネットワーク経由でコンテンツ等を購入する場合に、正しい契約者であることを認証したり、コンテンツ等の購入代金を回収したり、そういう機能を代表的なものとして検討の対象としているところでございませぬ。

プラットフォームに関する課題として2つのことを挙げています。1つは、例えば、ある事業者のプラットフォームで認証された者でも別の携帯事業者のプラットフォームでは改めて認証しなければならないというプラットフォームの間に相互に運用ができないという問題。2つ目は、プラットフォームの担い手は携帯電話の場合その携帯事業者のみで、他の事業者のプラットフォームはなかなか使いにくいという、プラットフォームの担い手の多様性を図っていくという問題。この2つがあるのではないかとこのことで、認証・課金機能の多様化によって、どのようなネットワークを利用していても自分の選択した決済手段でコンテンツ等を購入できるような、そういうプラットフォームが利用できる環境を整備していこうというものでございませぬ。その結果、コンテンツアプリケーション市場の拡大、ビジネスモデルの多様化、利用者の利便の向上を実現しようということを考えてございませぬ。

今、最終の報告書の取りまとめに入つてございませぬが、9ページに報告書案の概要がまとめられてございませぬ。大きく6つのことが報告書（案）に書かれてございませぬ。

1つが、携帯事業者がみずから提供するポータルに限って認証・課金機能を提供しており、それ以外のポータルでは、認証・課金が提供されるのがあまり多くないという実態がございます。そこで、携帯事業者以外の事業者がアクセスが簡単なポータルサイトや認証・課金機能を競争的に提供できるモデルの実現のため、民間フォーラムを開催したらどうかということが報告書の中で提案されております。

それからもう一つは、プラットフォームの相互運用性の確保ということでございますが、特に携帯事業者には、今、携帯事業者ごとあるいはコンテンツごとに異なる認証、本人を確認する基盤がつけられてございます。それを、右側でございますが、各認証基盤を仮想的に連携させて、1つの認証基盤を使っているかのような仕組みを構築するようなことができたらいいのではないかとということで、関係者によるフォーラムの開催を提案しています。

また、携帯電話におきまして電話番号が携帯事業者をかえても同じ番号を利用できるという制度にしたわけでございますが、その利用は全体の加入者の約5%ぐらいです。いろいろ意見を聞きますと、メールアドレスが持ち運べない、あるいは、今使っているコンテンツが携帯事業者を変えると引き続き利用できないなどというような問題があるということで、メールアドレスやコンテンツを携帯事業者を変更しても引き続き同一のものを使えるような環境をつくったらどうかというようなことが提案されてございます。

それから、各携帯事業者ごとにコンテンツをつくる必要があり、アプリケーションの作動環境が非常に異なっている、携帯事業者ごとに作動環境が異なっているということも指摘されています。特に2010年から3.9Gの商用サービスが開始されることが予想されていますので、端末間の互換性の向上など、既にいろいろなフォーラムで検討がなされております。そういうことを踏まえて、可及的速やかに作動環境が同じにできるような協議を開始したらどうかということが提案されています。

そのほかの検討課題として2つ出されており、一つは、コンテンツの配信効果を十分計測する手法が確立していない点について、コンテンツが配信され、だれが、どのような人が見ているかということがわかるような方法について、民間主体のフォーラムを開催して、技術的な課題とか制度的な課題を検討したらどうかということが提案されています。

もう一つは、ライフログ、いわゆる何を買ったかとかどこにアクセスしたかという記録をもとに、個人の特性を踏まえていろいろなサービスや広告を提供するということがどうだろうかということが検討課題として上げられてございます。これにつきましては、個人

情報保護や通信の秘密など、様々な問題がございますので、こういう基本的なルールとの兼ね合いを踏まえて今後検討したらどうかということが提案されています。

これが、通信プラットフォーム研究会の報告書の概要でございます。

2つ目が、インターネット政策懇談会でございます。インターネットは、開催目的に書いてあるように、社会経済活動に不可欠なインフラの基盤でございます。その中で、多様なステークホルダの多角的な観点からネットワークの中立性を確保し、インターネットの健全な発展を図るための政策課題を抽出・整理し、今後の政策の方向性を整理することを目的として本懇談会が開催され、インターネットを踏まえた様々な課題、問題点を利用者、事業者から出していただき、問題点を抽出したところでございます。

11ページに開催の期日を書いてございますが、昨年12月25日に報告書(案)がパブリックコメントにかけられ、現在その意見を取りまとめているところでございます。

12ページ、13ページに報告書の概要が載せてございますけれども、1つは、サービス提供者の提供拠点の国内への誘導方策の検討ということでございます。御案内のとおり、インターネットで提供されるサービスというのは、提供する側も利用する側も基本的に物理的な場所を選ばないものです。利用者から見れば、サービスの提供元が国内であろうが海外であろうが、享受できるサービスに大きな差が生じない、サービス提供者が国内からサービスの提供を行うことについて、別にそれに固執する必要は何もないという状況でございます。現実問題として、日本語の検索サーバにつきましても海外に置かれている例が非常に多いのです。インターネット経由のサービスが国内向けのものであっても海外に設置されたデータセンターが利用され、国内に向けて提供されるものが多いということです。国内の事業者は、海外から提供されるサービスを媒介するだけで通信料を受け取ることができません。つまり、データセンターが支払う通信料は海外のほうに落ちてしまうという状況になっています。

右側でございますが、こういうことから、インターネット上のサービスが国内に設置されたデータセンターから国内あるいは海外に提供されることを促進するための課題、その解決策について行政当局に検討の場を求めて検討したらどうかということが提案されています。

それから、2つ目は、インターネットにかかるサービス提供の在り方の検討でございますが、インターネットサービスを提供している社が事業継続が困難になるなどして事業から撤退する場合も出てきます。それから、Webメールなどは利用者から出したメールが

事業者のほうでメールのやりとり、内容を全部預かっているわけですが、もしサービス提供者が一方的に事業撤退をされた場合に、利用者はその預けたメールの内容等を取り出せることができなくなってしまう。大きな損害をこうむる可能性があるのではないかと指摘しています。

それから、問題点の3番でございますけれども、インターネットのサービスの利用というのは、クリックボタン1つで契約がされている場合が多く、契約条件や利用の確認があまりないままなされてしまっていることが多いという問題です。サービスの提供、停止、預けた情報が戻るのかどうかなど契約上の問題について、利用者は認識することが非常に薄いのではないかとことです。それから、最近、よく行われる複数のインターネット上のサービスをあたかも一体的なサービスであるかのように組み合わせる利用が進んでいます。幾つかのデータセンターから取った情報が1つの画面に出されており、これは非常に高い利便性を得ることができるんですが、サービスの提供主体や、自分がどういう情報をだれのサーバに取られているかというのがよくわからないという状況があるのではないかとということが問題点として指摘されております。

検討事項としては、インターネット接続サービスが停止されたときに利用者に不測の事態が発生しないように、提供者側が取るべき対応を明らかにしておく必要があるということが指摘されています。また、インターネットで提供されるサービスの停止時に、利用者に不測の事態が発生しないように、提供主体がどういう対応をとるのか、あらかじめ明らかにしておくべきであることや、インターネット上で提供されるサービスの提供主体や利用条件が利用者にはっきりわかるようにすべきではないかということについて検討の場を設けたらどうかということが報告されています。

それから、13ページの(3)にトラフィック増加の対策の検討とございます。御案内のとおり、インターネット上のトラフィックが急速に増大しております。ここ3年間で約2倍伸びがあると言われております。基本的には、事業者による設備投資によって対応していくのが望ましいのですが、これまでは、特定の利用者によって多くの利用がある、という話が行われていたんですが、近年の増加を見ますと、ピークが夜間で、ボトムが早朝とか午前とか、人間の生活パターンに非常に類似してきています。そういう意味で、ストリーミングなどのオンデマンドのものの増加が著しく、従前の帯域制御が有効に機能しているのかどうかということが指摘されています。

それから、トラフィック増加の対策として、現在、トラフィックが東京一極に集中しており、

ネットワーク全体が効率的に利用されていないのではないかという指摘があります。

また、これまではトラヒックの増加に伴うコスト増が通信機器の増強や回線における新たな高速大容量化の技術の導入によって、単価低減で相殺できていました。今までは技術革新で安く提供できていたのですが、これも限界に来ているのではないかという指摘がありました。

それから、これまで接続のサービスの利用者が料金一律で定額制で提供されていたのですが、利用者間の負担が必ずしも公平ではないのではないかというような指摘がなされました。

右側の検討課題でございますけれども、帯域制御については、ガイドラインの見直しについて検討することを指摘されています。

それから、効率的に通信を行うという意味で、「ネットワークの位置情報を活用し」というのは、だれが情報を持っているかというのを事前に確認をし、一番近い人から情報の提供を受けるといった技術を研究したらどうかということが1つ目。インターネットと接続する場所を地方に展開することによって東京集中を避けるということの実証実験が必要ではないかというのが2つ目でございます。

それから、例えば、夜間に情報を送り込んでしまうとか、時間の集中緩和を検討したらどうかというのが3番目です。

4番目は、料金体系が多様化することによって、今は一律に料金の定額制としていますが、料金体系の多様化についても検討したらいいのではないかということでございます。

(4)のインターネットのIP v6化への対応でございますが、今使っているインターネットはIPバージョン4でございますが、2011年にも枯渇してしまうのではないかとされています。このv6化を推進するために、設備投資や運用技術者の育成が必要なのではないかということが問題点として指摘されています。運用技術を十分に修得できる場所や情報共有を行う場所の設置や、技術者の技術を向上させるための資格制度の整備などについて検討したらどうかということが言われています。

(5)でございますが、一番初めにご説明しましたように、携帯電話におけるインターネット接続が非常に多くの方ができるようになっています。これまで固定ネットワークとモバイルネットワークを別々のものとして制度を検討していることが非常に多かったわけですが、これについて一体的に考えるべきではないかというのが(5)でございます。携帯電話と固定を一体にしたサービスが行われることになりましたので、携帯事業

者がISPに対して影響を及ぼしているのではないかという競争環境に与える影響を検証したらどうかということです。また、今後、インターネットについては、固定経由で行うものとモバイルネットワーク経由で行うものを区別することなく一体としてとらえることが可能ではないかということの検討が提案されているところでございます。

最後に、電気通信サービス利用者懇談会でございますが、これは、15ページのほうに考え方が出ていますが、インターネット等の社会基盤、ブロードバンド化の普及、それから、市場構造の動的な変化ということで、端末ベンダー、電気通信事業者、アプリケーション・コンテンツプロバイダー等のたくさんの主体が1つの電気通信サービスを提供しているという環境が出てきている。それから、公正競争の整備ということで、事前規制から事後規制に力点が移っているということから、ブロードバンド市場における競争の促進、それから、電気通信サービスの利用者の視点に立った施策の展開、これを一体的に考えて、利用者の保護、利用者の立場に立った電気通信サービスをどうしたらいいかということを検討してきました。検討の在り方としましては、契約の締結前、締結時、締結後、それから、退出時、苦情相談、苦情処理、そのほかという形で検討をしてみました。

16ページが全体の内容でございますが、1つ飛ばしまして、契約締結前の利用者向けの情報提供でございます。サービスが高度化したり、提供する料金が多様化するということで、利用者が自らのニーズにマッチしたサービスを適切に受けることが非常に困難になっているのではないかということで、これまでも携帯電話やIP電話で広告表示の問題が騒がれたこともございます。このため、再発を防止するための整備の在り方を検討していくことが必要ではないかということでございます。電気通信サービスの広告表示の在り方について、広告表示の自主基準、ガイドラインの見直しについて指摘を受けたところでございます。

それから、契約時に説明すべき在り方ということで、電気通信事業法は、電気通信事業者等の契約の締結に当たり、提供条件の説明義務というものが課されています。しかし、その説明が十分ではないということからトラブルになっているのではないかという事案が多々あります。1つとしまして、電気通信事業者は重要事項を1枚の紙ではなくて数枚程度に、1枚から数枚程度の書面を作成、交付して利用者にわかりやすい説明をするという提言がされています。

それから、契約締結時の説明事項に契約解除の手続を追加すべきではないかということが指摘されています。

もう一つは、いわゆる適合性の原則といわれているものですが、未成年者、高齢者などに配慮した説明の仕方をすべきであるということについて、消費者保護ガイドラインを見直すべきではないかということが指摘されています。

それから、契約締結後の在り方でございますけれども、例えば、ブロードバンド契約をするときにも、通信回線の契約と一緒にプロバイダ契約も行う場合、契約時には、一括して申込を行うことができたために1回で複数の契約が同時になされているという場合が非常に多くなってございます。1つの契約を解除したことによって他方も当然解除されていると認識をしている方が非常に多いということから、解約時について注意を喚起する必要があるのではないかと提言がされています。

また、今、電気通信事業の契約につきましては、クーリングオフ制度が導入されていませんので、この検討をしたらどうかという指摘がされています。

下から2つ目、苦情処理・相談体制の在り方ですけれども、電気通信事業法において、電気通信事業者は苦情及び問い合わせに迅速に対応しなさいと規定されています。しかしながら、メールのみの受け付けとなったり、電話であっても音声操作を求められたり、直接どこが最後の窓口なのかが明らかでない場合も見受けられるということで、受け付け窓口の明確化、それから、業界団体としても苦情相談窓口をきちっと設置するということが求められているところでございます。

それから、電気通信事業者が消費者センターとの意見交換の場を持ったり、総務省でも消費者団体や電気通信事業者などの関係者による電気通信消費者支援連絡会を設置して定期的に開催しているわけですが、地方においても行政と消費者生活センター、電気通信事業者等の関係者の定期的な連絡会を設置すべきではないかという指摘がされています。

また、どうしても相談内容が専門的になりますので、消費者生活センター等の相談で対応できない場合があり、総務省の二次的な相談窓口としての役割を強化していくことが望ましいとの提案がされています。

それから、紛争処理機能の在り方ということで、1つとして、裁判外紛争処理の必要性について、業界団体で自主的なADRを設置するということを検討するということが指摘されていますが、同時に、電気通信事業紛争処理委員会では、電気通信事業者間、それから、電波の免許を受けたものの紛争に対処しているわけですが、電気通信事業者の設備を用いて一般利用者にサービスを提供している事業者もございまして、そ

ういう人たちの紛争処理につきましても、最後の処理機能ということで、紛争処理委員会が活用できたらどうかということが指摘されています。これらにつきましても、2月の下旬に最後の報告書を取りまとめる方向でございます。

最後に、17ページは今後情報通信審議会に諮問し、検討しようとしているもので、現在、パブリックコメントにかけて提案募集を行っているところでございます。

1つは、モバイル市場の公正競争環境の整備ということで、第二種指定電気通信設備の制度の検証を行うということです。

2つ目は、固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備ということで、F T T Hサービスの屋内配線部分やD S Lサービスについて、ネットワークインフラの利活用の検討を行いたいということで提案してございます。

また、プラットフォーム研究会との関係もございしますが、3番目に通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場の参入促進のための公正競争環境の整備についての検討があります。

それから、4番目は、固定通信、移動通信の融合時代における接続ルールの在り方ということで、インターネット政策懇談会にもございしますが、固定通信と移動通信、融合時代における接続ルールの在り方について検討しようということで、現在、提案募集を実施しているところでございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

【龍岡委員長】 御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について何か御質問あるいは御意見等ありますでしょうか。

【富沢委員】 グーグルという会社は、We bメールサービスを行うなど大量のデータベースを持っていますが、あれは、会社が保有する土地、建物の面積が広くてたくさんのデータセンターを持っているから可能なのでしょうか。それとも、何かソフトウェアが優れていてデータの蓄積の効率がいいのでしょうか。たくさんのI S Pなどがデータを持ちきれなくなって、グーグルに買収されたりしているという記事が出ていました。日本でなかなかデータセンターがうまくいかず、国際競争力がないというようなことも書かれていたのですが、その点についてどう考えればよいのでしょうか。

【淵江事業政策課長】 グーグルは、アメリカに大きなデータセンターを持っています。私の個人的な意見も入ってしまうのですが、日本ですと、地震もありますし、いろいろな意味でデータセンターというものは非常にコストがかかる。アメリカでは、例えば、

砂漠の上にデータセンターを置けば、非常に安くできるという状況はあるようでございます。

【富沢委員】 これからWebメールなどを自分のデータベースのように使う人が増えていくと思われま。そうすると、Webメールを提供する会社が急に倒産してどこかに買収されたり、海外に買収されたりとかになると、私たちが安心して今持っているデータベースが急になくなってしまいます。ある意味安全保障的に不安なところがあります。

【淵江事業政策課長】 確かに、利用者にとって自分のデータがどこに預けられているのか、よくわからない状況になっています。安心してデータを預けられるような措置が必要だという問題提起として受け止めました。

【富沢委員】 ありがとうございます。

【坂庭委員長代理】 グーグルは、それこそ個人のプライバシーにかかわるようなところまでストリートビューの写真を集めていて、それでいいのかなという気もいたします。情報の提供とプライバシーとのバランスを法律による規制という観点からもう少し考えたほうがいいのかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

【淵江事業政策課長】 事業者もデータも海外にあると、それが日本において問題になっても、どの法制度をどのように適用できるかは難しい問題です。

【坂庭委員長代理】 しかし、日本の風景を撮影しているわけです。

【淵江事業政策課長】 撮影した人が外国にいるときに、どのような法制度でどう対応するかが難しいのではないのでしょうか。

【坂庭委員長代理】 法制度上の扱いが難しいとなると、例えば、外国の事業者などが日本の画像を集めて悪いことをしようと思えばできてしまうという心配があります。

【淵江事業政策課長】 海外事業者が日本のデータを取って、インターネット上で日本を含めた全世界に配信したときに、日本としてどう対応していくべきなのかは、やはり検討しなければいけない課題であると思います。物の場合は、輸入という手続になりますので、税関を通るなり輸入業者がいるのでそこで何らかの対応ができるのですが、通信の場合は、もう太平洋の光ファイバーの海底ケーブルを通してそのまま利用者まで直接流れてしまいます。

【坂庭委員長代理】 場合によっては国家の危機管理にかかわる場合もあるのではないのでしょうか。

【淵江事業政策課長】 これからインターナショナル、グローバルで電気通信が進んで

いくことが増えていきますが、そこは、はっきりとした問題意識を持つことが重要だと思います。例えば、国内に提供されるデータセンターがなるべく国内にあるようにしていくのが日本の国民にとって安心であると思います。そのような状況に持っていくにはどうしたらいいのかということも検討しなければいけないと思っています。

【龍岡委員長】 今のお話ですけれども、必然的にどうも国際間でトラブルが起こり得ると思うのですけれども、それについて国際的に何かそういう話をするとか研究をするとかという動きはあるのですか。まだ国内の段階なのでしょうか。

【淵江事業政策課長】 詳細は把握しておりませんが、違法有害情報のような発信については国際的に連携していこうという話は出てきております。

【龍岡委員長】 国内的な話として、インターネットの接続サービスの停止時のことについて触れられたのですけれども、現実にもそういう事態が起こり得る危険性といえますか、そういう心配というのはあるのでしょうか。

【淵江事業政策課長】 先日も事業者がサービスを停止して国内事業を止めるという話がありました。今回は電気通信事業者でありましたので、きちんと対応するように我々は求めることができました。現在の電気通信事業法では、市場から退出する前に利用者に対して周知することになっています。倒産してしまうような事業者についてどう対応をしていかなければいけないかというのは非常に重要な問題であり、非常に深く認識しております。

【龍岡委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【樋口特別委員】 1つよろしいですか。先ほど国内へのデータセンターの国内誘導方策という話がありました。確かに、違法有害情報とか情報の発信者情報の開示の問題などについて、相手が海外だとなかなか連携するのも難しいと思います。どうしたら安価な海外でなく日本にデータセンターが設置できて、例えば日本の法律が及ぶようにできるのかというような、そういう方向性のようなものはあるのでしょうか。

【淵江事業政策課長】 事業者の話を聞きますと、海外に比べて日本は電気も安定していますし、日本で営業するためですからデータも日本に置いたほうがよいということをおっしゃるのですが、問題の1つは、著作権です。コピーをデータセンターに置くこととなりますので、コピーの著作権の問題が生じます。文化庁の審議会、知的財産のほうで御議論いただいているようでございます。それから、もう一つは、税制上のコストがかかるということがあります。法人税が安いところにデータセンターも集まってきます。あと、地震

等の対策コストが非常にかかっています。つまり、1つは著作権を考えなければいけませんけれども、あとはどのようにすればコストを下げて日本にデータセンターを置けるかということを考えていかなければいけないと思っております。

【坂庭委員長代理】 情報のように、置く場所が限定されないものに関しては、情報元として物理的に所在する場所の法制度としてとらえるのではなく、情報の中身がどこのものであるかというとらえ方はできないのでしょうか。例えば、日本の風景が写っている画像という情報であれば、アメリカにデータがあっても日本の法制度が及ぶという考え方はできないかということです。また、日本政府の重要なデータを日本だけに置くのは心配だから、例えばアメリカに置いておくというようなことを考えた場合に、アメリカに置くのも日本のものですからアメリカに置いたからといって、アメリカが何かできるというものではありません。それと同様に、置いている場所ではなくて中身によってその権限を考えていくという考え方は、1つの考え方としてはあるような気がするのです。

【淵江事業政策課長】 どこに情報を置く権利があるかどうか、著作権の問題であると思います。日本の事業者が外国に違法有害情報を置いていけば日本の事業者を押さえることができるのかもしれませんが、海外の事業者が集めたものが、自分たちの権利で集めていたとしたら対応が難しくなります。日本で見たときに、それが違法有害情報であれば、そこで別の法律で押さえられるかもしれませんが、電気通信事業法の観点では、情報を提供している事業者が国内にいない限り法律が及びません。

【坂庭委員長代理】 法律というのは、法律があるためにその裏をかくというか、そういうところがありますね。

【淵江事業政策課長】 これだけインターナショナルになってきますと、それでいいのかという問題がございまして、どのように国を守っていかなければいけないのかを考えなくてはいけないと思います。

【龍岡委員長】 よろしいですか。

【竹澤事務局長】 事務局からで恐縮でございますけれども、9ページの通信プラットフォーム研究会報告書（案）の概要のその他の検討課題のところ、コンテンツの配信効果を十分に計測する手法が確立されてないとあります。この配信効果というのは、例えば、その画像の鮮明度とか、音声の明瞭さとか、あるいは、そのデータの欠落の度合いのようなことを意味しているのでしょうか。

【淵江事業政策課長】 これは、コンテンツを提供する側から見て、どういう人たちが

どういう情報を得ているかという、視聴率のような意味となります。

【竹澤事務局長】 わかりました。

【龍岡委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、議題1は終了といたします。ここで、淵江課長にはご退席になります。どうもありがとうございました。

【淵江事業政策課長】 どうもありがとうございました。

(淵江事業政策課長 退席)

<議題(2) その他【公開】>

【龍岡委員長】 次に、議題2に移りたいと思いますが、「その他」ということですが、事務局から何かありますか。

【小森上席調査専門官】 本日の配付資料につきましては、すべて持ち帰っていただいて結構でございますが、資料2から資料4までの配付資料につきましては、すべて委員会限りの扱いとしていただきますようお願いをいたします。

また、次回委員会の開催でございますが、既にご連絡しておりますとおり、3月25日、水曜日、午前9時30分から総務省の第4特別会議室において開催を予定しております。現時点で予定しております議題としましては、慶應義塾大学経済学部の田中辰雄准教授をお招きし、我が国のブロードバンドの発展の要因分析等について御説明を伺う予定です。また、長谷部特別委員に、ADRの意義や課題等について御発表していただくほか、平成20年度年次報告(案)等の審議を予定しておりますので、御出席方、お願いを申し上げます。

【龍岡委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして議題2を終了いたします。

公開の会議はこれで終了いたしますので、傍聴者の皆様は御退室をお願いいたします。

(傍聴者 退室)

<議題(3) 最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について【非公開】>

※この部分については、非公開にて開催した。

<議題(4) 「電気通信事業者」相談窓口寄せられた最近の主な相談事例【非

公開】 >

※この部分については、非公開にて開催した。

－以上－